

警戒宣言発令時等の対応一覧

	地震防災基本計画に示されている対応 (強化地域内)	愛知県地域防災計画における対応	
		強化地域内	強化地域外
避難	<ul style="list-style-type: none"> ・避難指示等の対象となるべき津波危険予想地域、がけ地崩壊危険地域等の範囲(避難対象地区)を明示 ・避難地へは原則として徒歩、避難生活は原則として屋外 ・避難対象地区以外の居住者等は、耐震性が確保された自宅での待機等安全な場所で行動 	<p>市町村は、必要があると認めるときは、あらかじめ定めた避難対象地区について、避難の勧告又は指示を行い、あるいは警戒区域の設定を行う。</p> <p>市町村は、避難生活に必須の食糧、飲料水、生活必需品等の物資を、警戒宣言時には避難者に支給しない場合は、その旨を周知するものとする。</p> <p>市町村は、外国人、出張者及び旅行者等について、関係事業者と連携しつつ、避難誘導等適切な対応を実施する。特に、滞留旅客の避難対策については、事前に鉄道事業者と十分調整しておく。</p>	同 左
ライフライン	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料水 - 供給継続 ・電気 - 供給継続 ・ガス - 供給継続 	<p>飲料水 - 市町村及び水道事業者は、震災に備えた緊急貯水を地域住民等に強力に呼びかけるとともに、緊急貯水による水不足が生じないよう措置をとる。</p> <p>電力 - 中部電力株式会社は、各電力会社との「全国融通電力供給契約」及び隣接する各電力会社と「二社融通電力供給契約」に基づき、緊急融通体制について確認する。</p> <p>ガス - 各工場からの供給に減圧措置を実施しつつ、供給を継続する。</p>	同 左
電話	<ul style="list-style-type: none"> ・利用制限等の措置等、通信確保措置の内容を明示すること 	<p>判定会が招集された場合、直ちに災害用伝言ダイヤルを提供する。</p> <p>警戒宣言発令や地震報道等により電気通信の疎通が著しく困難となった場合には、強化地域内外の防災関係機関の対策実施上重要な通信を確保するため、利用制限等臨機の措置をとる。</p>	同 左
鉄道	<ul style="list-style-type: none"> ・強化地域内への進入を制限 ・強化地域内は、原則として最寄りの安全な駅に停車 	<p>判定会招集時には、警戒宣言が発令された場合には列車の運行を中止する旨、利用客等に予告する。</p> <p>判定会招集時には、利用者の状況により、輸送力の増強に努める。</p> <p>警戒宣言発令時は、強化地域内を運行中の列車は、原則として最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停止させる。</p>	<p>判定会招集時には、警戒宣言が発令された場合には強化地域内の列車の運行を中止する旨、利用客等に予告する。</p> <p>警戒宣言発令時は、強化地域内へ進入する予定の列車は進入を制限する。</p>
バス	<ul style="list-style-type: none"> ・運行上の措置を明示すること 	<p>運行路線にかかわる津波、山崩れ・がけ崩れの危険箇所、避難地を予め調査し、従業員に周知徹底する。</p> <p>判定会招集時又は警戒宣言発令時の情報の収集・伝達経路を予め定めておく。</p> <p>判定会が招集された場合、警戒宣言発令時には車両の運行を中止することを予告する。</p> <p>警戒宣言発令時には、速やかに車両の運行を中止し、危険箇所を避け安全と思われる場所に停止し、旅客に対し避難地を教示する。</p>	<p>原則として、強化地域内へ乗り入れる路線を除いて平常運行を行う。</p>
船舶	<ul style="list-style-type: none"> ・運行上の措置を明示すること 	<p>津波の危険が予想される船舶に対し、港外、沖合等安全な海域への避難を勧告するとともに、必要に応じ入港を制限し、又は港内に停泊中の船舶に対して移動を命ずる。</p> <p>港内、狭水道等船舶交通の混雑が予想される海域において、必要により船舶交通の整理、指導を行う。</p>	

	地震防災基本計画に示されている対応 (強化地域内)	愛知県地域防災計画における対応	
		強化地域内	強化地域外
一般道路	・強化地域内での車の走行は極力抑制 ・強化地域内への流入を極力制限 ・強化地域外への流出は原則として制限なし	強化地域内での車の走行を極力抑制する。 強化地域外からの流出は原則として制限しない。 避難路、緊急交通路について、優先的にその機能を確保する。	強化地域内への流入を極力抑制する。
高速道路・自動車専用道路	・強化地域内への流入を制限 ・強化地域内のインターチェンジからの流入を制限	インターチェンジ等からの流入を制限 強化地域からの流出は制限なし。 避難路、緊急交通路について、優先的にその機能の確保を図る。	強化地域内への流入を制限
金融機関等	・金融機関がとるべき措置について指導方針を明示すること ・キャッシュサービス等の営業を継続	窓口における営業は平穩裡に停止し、併せてその旨を取引者に周知徹底する。 現金自動預払機(郵便貯金自動預払機)等において預金の払戻しを続ける。	平常通り営業する。
		郵便局における業務の取扱を停止する。なお、為替貯金等に関する事務の窓口取扱時間内に警戒宣言が発せられた場合は、普通郵便局及び集配特定郵便局において郵便貯金の払戻金払渡しの窓口取扱いを行う。	平常通りの郵政事業を行う。
学校	・保護の方法を具体的に明示すること	原則として、児童・生徒等が在校中の場合には、授業、部活動等を中止し、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに下校させ、登下校中の場合には、速やかに帰宅するよう指導する。また、児童・生徒等が在宅中の場合には、休校として、児童・生徒等は登校させない。 各学校においては、上記を踏まえて、通学方法、通学距離、通学路等を考慮し、あらかじめ保護者、地域の関係機関の意見を聞いた上で、実態に即した具体的な対応方法を定めておき、それをあらかじめ児童・生徒及び保護者、その他関係者に周知しておく。 警戒宣言発令時における公共交通機関の運行中止などにより、児童・生徒等の保護が困難になることが予測される場合は、地域の実情に応じて、判定会招集時からの具体的な対応方法を定めておく。	同 左
病院	・安全確保の措置等を具体的に明示すること	県立病院における措置は、次のとおり。 ・外来患者の診療は、救急の患者を除き原則として中止する。 ・入院患者のうち退院可能な患者及び帰宅を希望する患者は、医師の判断により退院・帰宅させる。	同 左
不特定かつ多数の者が出入する施設	・顧客等の待避の誘導方法又は安全確保等の措置等を具体的に明示すること	県が管理する庁舎、施設の管理上の措置は、おおむね次のとおり。 ・判定会招集時は、来訪者・施設利用者に対して、判定会が招集された旨及び警戒宣言が発令された場合には交通機関が運行停止等の措置をとる旨を伝達し、帰宅等を促す。 ・警戒宣言発令時は、来訪者・施設利用者に対して、警戒宣言が発令された旨を的確、簡潔に伝達するとともに、庁舎、施設等から退避するよう誘導する。 ・その他、次の措置をとる。 ア 施設の防火点検及び応急補修、設備備品等の転倒・落下防止措置 イ 出火防止措置 ウ 受水槽等への緊急貯水 エ 消防用設備の点検、整備と事前配備 オ 非常用発電装置の準備、水の緊急配備、コンピューター・システムなど重要資機材の点検等の体制	県が管理する庁舎、施設の管理上の措置は、おおむね次のとおり。 ・判定会招集時は、来訪者・施設利用者に対して、判定会が招集された旨と、施設の特性に応じ警戒宣言が発令された場合には強化地域内で交通機関が運行停止等の措置をとる旨についても、伝達する。 ・警戒宣言発令時の措置は、強化地域内と同じ。